三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所行動援護運営規程

「平成18年8月25日¬ └規程第36号→

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三田市社会福祉協議会が開設する障害者居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定障害福祉サービスの行動援護(以下「指定行動援護」という。)の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定行動援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者(障害児を含む。以下同じ)の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定行動援護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定行動援護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定行動援 護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定行動援護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の 所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者そ の他の福祉サービス及び保健・医療サービスを提供する者(以下、「障害福祉 サービス事業者等」という。)との密接な連携を図り、総合的なサービスの提 供に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者総合支援法(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以下「法」という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定行動援護を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定行動援護の提供に当たっては、事業所の従業者によって行うもの とし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 三田市川除675番地(三田市総合福祉保健センター1階) (従業者の職種、員数及び職務の内容)
- 第5条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・サービス提供責任者と兼務)
 - 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らも指定行動援護の提供にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名以上(常勤職員・指定訪問介護と兼務) ・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容等(以下、提供するサービスが指定行動援護にあっては「行動援護計画」という。)を記載した書面を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに交付を行う。
 - ・行動援護計画の作成後において、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行う。
 - ・事業所に対する指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に 対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 訪問介護員 常勤換算 2.5 名以上 (登録型兼務) 行動援護計画に基づき、指定行動援護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし12月29日から 1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
 - (3) サービス提供日は、月曜日から日曜日までとする。ただし1月1日 から1月3日までを除く。
 - (4) サービス提供時間は、午前7時から午後10時までとする。
 - (5) 上記の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

- 第7条 事業所において指定行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 知的障害者
 - (2) 障害児
 - (3) 精神障害者
 - (4) 難病等対象者

(指定行動援護の内容)

第8条 事業所で行う指定行動援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 行動援護計画の作成
- (2) 行動援護に関する内容
 - ① 予防的対応
 - ・利用者が初めての場所で何が起こるかわからない等の事情から、 不安定になること及び不安を紛らわすために不適切な行動に出 ることのないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動な どを言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着 いた行動がとれるように理解させる。
 - ・視覚、聴覚等に与える影響が問題行為の引き金となる場合に、 本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問 題行動が起こるのかを熟知したうえでの予防的対応等を行う。
 - ② 制御的対応
 - ・何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や 周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめる。
 - ・危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめる。
 - ・本人の意思や思いこみにより、突然動かなくなる、特定のもの (例えば自動車、看板、異性等)に強いこだわりを示すなど極端 な行動を引き起こす際の対応。
 - ③ 身体介護的対応
 - ・便意の認識が出来ない者の介助や排便の後始末等の対応。
 - ・外出中に食事をとる場合の食事介助。
 - ・外出前後に行われる衣服の着脱介助など。
- (3) 前各号に附帯する便宜 前号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第9条 指定行動援護を提供した際には、利用者から当該指定行動援護に係る 利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際には、利用者から法第 29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗 じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定 行動援護を行う場合には、それに要した交通費の実費を利用者から徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から、片道 5km 未満 200円
 - (2) 事業所から、片道 5km 以上~10km 未満 400円

- (3) 事業所から、片道 10km以上、5kmまで毎に200円加算
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、利用者に対して交付するものとする。
- 5 第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者 またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、 同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等又はその家族の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(同令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認のうえ、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定支給障害支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の指定行動援護の実施地域は、三田市の全域、神戸市北区の一部 (長尾町・道場町・赤松台・上津台・鹿の子台北町・鹿の子台南町)とする。 (事故や緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業所は、現に指定行動援護の提供を行っているときに、利用者に 病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等 の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置 を講ずるものとする。
- 2 指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡する とともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した指定行動援護に関する利用者及びその家族から の苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容 を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定行動援護に関し、関係法令の定めるところにより、県及び市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85 条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力するものとする。 (個人情報の保護)
- 第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族 に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の 同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置 を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会で の検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他 利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないも のとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を 記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(人格の尊重)

第17条 事業所は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第18条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。 (運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)
- 第19条 事業所は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。
- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。 (研修による計画的な人材育成)
- 第20条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務 体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。
- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて 策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容 の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり 設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する諸記録を整備し、 当該指定行動援護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則(平成18年8月25日)

- この規程は、平成18年10月1日から施行する。 付 則(平成25年4月18日)
- この改正規程は、平成25年4月1日から適用する。 付 則(令和6年4月18日)
- この改正規程は、令和6年4月1日から適用する。